

書評と紹介

金美珍著

『韓国「周辺部」労働者の利害代表』

—女性の「独自組織」と社会的連携を中心に—

評者：李 旼 珍



本書は、1990年代以降韓国の正規職労働者中心の労働運動において代表されにくい非正規労働者、特に女性非正規労働者の利害を代表するため活動してきた2つの女性労働運動組織、「韓国女性労働者会」と「全国女性労働組合」の組織的特性を分析するとともに、2つの組織が参加してきた、非正規労働者政策の改善のために形成された労働組合と社会運動との社会的連携の関係構造と政策過程への関与を分析している。ここで断っておくが、著者は「全国女性労働組合」の英語名称に従って、「韓国女性労働組合」と呼ぶ（注6）、8-9頁）ことにしているが、評者は正式名称の全国女性労働組合と表記することにする。なぜなら全国女性労働組合は全国の単一労組であることを組織的特徴としているからである。

本書の構成は、序章と第1章の分析枠組みの設定、終章を除けば、3部構成となっている。第Ⅰ部は「周辺部」労働者の利害代表運動と「女性労働運動」の歴史的背景、第Ⅱ部は2つの女性の「独自組織」、韓国女性労働者会と全国女性労働組合の分析、第Ⅲ部は周辺部労働

者の利害を代表するために形成された社会的連携、「非正規共同対策委員会」（2000年結成）と「非正規法共同対策委員会」（2004年結成）、「最低賃金連帯」（2002年結成）の分析、となっている。

本書の章構成は以下の通りであり、章ごとに簡単にまとめ、紹介しておきたい。

序章 韓国における「周辺部」労働者の利害代表とは

第1章 分析枠組みの設定

第Ⅰ部 歴史的背景

第2章 「周辺部」労働者をめぐる歴史的背景

第3章 「女性労働運動」をめぐる歴史的背景

第Ⅱ部 「周辺部」労働者の組織化過程の分析

第4章 「独自組織」の分析

第Ⅲ部 社会的連携の多様性

第5章 「非正規職保護法」の法制化過程における「周辺部」労働者の利害代表

第6章 最低賃金の引き上げをめぐる社会的連携

終章 「周辺部」労働者の利害を代表するために

序章は、本書の問題意識と目的、メインタームについての諸定義を提示する。「周辺部」労働者とは、非正規労働者、家事労働などインフォーマル部門の労働者、失業などにより労働市場の中心から排除されることによって経済的に不安定な状況を抱え、また労使関係においても不利な地位にある労働者（1頁）であると定義し、「周辺部」労働者の問題をめぐる取り組みを行う新しい労働運動組織、その中でも女性非正規労働者の問題を取り上げる組織を「独自

組織」と名付け(5頁)、「独自組織」が「周辺部」労働者の意向を政策に反映していく過程を「利害代表」と呼ぶ(5頁)と述べる。さらに、「独自組織」が非正規雇用政策の決定過程に影響を与えるために形成された、既存の労働組合と様々な社会運動との間の連携関係を社会的連携として捉えている。

第1章は、分析視角を設定し、調査対象と方法を示す。著者は、社会運動ユニオニズムの研究と、雇用・福祉政策決定過程における市民運動の影響に注目した先行研究を検討し、先行研究では研究の関心が既存の「主流」労働組合に偏向し、「独自組織」の組織化の過程が明確にされず、「独自組織」と市民運動の役割が見落とされている(24頁)と評する。本書は、「独自組織」による「周辺部」労働者の組織化を分析する枠組みと、市民運動団体を含む他の組織との連携関係を分析する枠組みをそれぞれ提示する。前者の、「独自組織」の組織的特性を分析する基準として、①「独自組織」の主体は誰なのか、②組織形態が労働組合の形態なのか、労働組合に代わる他の形態なのか、③活動が権利擁護の活動、サービス提供の活動、リーダーシップ形成と組織化の活動のうちどちらの活動を中心に行われるか、の3つの基準を設定する。後者の、労働運動と社会運動との社会的連携の形成要素を分析するにあたっては、Tattersallら(Tattersall and Reynolds 2007)の連携形成の4つの要素(共通の関心、連携の構造、参加団体の能力とコミットメント、連携のスケール)を援用しながら、社会運動の内部を「周辺部」労働者の「独自組織」と市民運動団体に分けて、社会運動の影響力を考察する、と述べる。また、社会的連携の影響力及び連携に参加した各運動団体の役割を検討するために、社会的連携が活動する場としての政策過程を2つの段階、「議題設定」の段階と「政策決定」の過程に分けて

考察し、各段階別の取り組みの考察においては、政策アリーナの内部と外部のどちらに置かれているかによって、参加団体をインサイダーとアウトサイダーに分け、各アリーナにおける各団体の役割及び機能を分析するという分析視点を取り入れる。

本書は2種類の調査から得られた資料を軸とする。1つは2009年から2014年までの期間に実施された「独自組織」に関するインタビュー調査と参与観察であり、著者は両組織の執行委員以上の役員と元役員、平組合員を含む全16名に対してインタビューを実施する傍ら、両組織の主催する合宿・討論会・集会・講演会、イベントや分会活動に参加・観察した。もう1つは、社会的連携「非正規共同対策委員会」と「非正規法共同対策委員会」、及び「最低賃金連帯」に参加している労働組合及び社会運動団体の現職・前職の担当者など全36名に対するインタビュー調査と、「非正規共同対策委員会」と「非正規法共同対策委員会」の会議記録の収集と労使政委員会及び最低賃金委員会の資料の収集である。

第2章は、韓国における非正規雇用の増加の歴史的背景を理解するために、1987年「労働者大闘争」を契機に形成した「1987年労働体制」の特徴を中心に、1990年代半ば以降新自由主義政策の展開やアジア通貨危機の影響による変化について検討する。「1987年労働体制」の特徴は、①大企業中心の内部労働市場と中小企業中心の外部労働市場からなる労働市場の二重構造化、②大企業を中心とする企業別労使関係の定着、③平等主義や労働の民主化といったイデオロギー的志向を強く持ち、様々な社会運動団体との連帯を重視する民主労働組合運動勢力が成長したこと、であるが、アジア通貨危機以降、労働市場の二重構造化がさらに進展し、民主労働組合運動勢力が労働の柔軟化政策に合意

したことにより、非正規労働者、とりわけ「周辺性」の強い労働者が増加することになったと説明する。

第3章は、女性の「独自組織」の登場の歴史的背景を理解するために、1970年代以降の女性労働運動の展開、労働運動における女性労働者の排除、1980年代の進歩的女性運動の出現、1987年以降の新たな女性労働運動の登場について考察する。1987年以前民主労働組合運動を主導した女性労働者が「労働者大闘争」以降労働運動の中心勢力から周辺化していく中で、進歩的女性運動勢力が出現するとともに、労働運動においても女性を労働運動の主体として位置付ける女性労働運動勢力が登場した。「一般的な労働運動では女性労働者の問題が解決できない、……女性労働者だけの独自の組織が必要だ」（96頁）という問題意識から結成された韓国女性労働者会は、女性運動と連携を取りながら女性労働をめぐる法制化運動を主導してきたが、1997年末のアジア通貨危機後多くの女性労働者の解雇や非正規職化は、韓国女性労働者会のNGOとしての限界を露呈させた。韓国女性労働者会は、女性労働者組織運動の発展のためには女性のみでの労働組合が必要であり、人的・物的資源を支援することを決議する。1999年、韓国女性労働者会の400人の会員により全国女性労働組合は結成される。

第4章は、2つの女性「独自組織」の組織的・活動上の特性について分析したのち、韓国女性労働者会と全国女性労働組合が共通の目標を共有し、役割分担しながら相互協力関係にあることを説明する。韓国女性労働者会は、女性労働者のみならず一般女性を対象とした職業訓練・職業斡旋・失業問題に取り組む大衆組織としての活動と、女性労働者の政策提言や実態把握を行う専門機関としての活動を展開してきた。全国女性労働組合は女性非正規労働者の労働条件

改善のための活動を展開し、法律上「個人事業主」とされたゴルフ場キャディの労働三権及び労働基準法上の労働者権利の確保に取り組み、ゴルフ場キャディは「勤労基準法上の労働者である」という行政解釈を勝ち取ったことや、学校で働く非正規労働者（学校給食従業員、教育補助職、行政補助職など）の雇用不安や処遇問題に対する責任は教育科学技術部や教育庁にあると主張し続け、学校非正規労働者の処遇改善に一定の成果が得られたことが紹介される。2つの女性の「独自組織」は、既存の労働運動において代弁されず疎外されてきた「周辺部」の女性労働者が主体となって自らの利害のために声を上げていくまでに成長を遂げることを共通のビジョンとし、そのための役割分担関係、すなわち韓国女性労働者会は法制度の改善などにかかわる政策分野を担当する一方、全国女性労働組合は労働組合法に基づき労働現場において交渉力を発揮するという役割分担関係を追求した。

第5章は、非正規職保護法の法制化に「周辺部」労働者の利害がいかんかに反映されるかについて、法制化過程を「社会的争点化」の段階、「労使政委員会審議」の段階、「国会審議」の段階に分けて、労働運動・社会運動間の社会的連携が各段階にいかんかに影響を与えようとしたかについて検討する。1997年のアジア通貨危機以降急増した非正規雇用の問題に対処するために結成された社会的連携「非正規共同対策委員会」（2000年）と「非正規法共同対策委員会」（2004年）を取り上げて、参加団体や共通の関心、連携の構造、参加団体の能力とコミットメント、連携活動のスケールを分析する。参加団体の運動分野や政治的志向性が異なり（労働組合のナショナルセンター、民衆運動グループ、保守的市民運動グループ、進歩的市民運動グループ、女性運動グループなど）、また関与の度合いも様々であるが、社会的連携が可能となった要

因は、非正規雇用の問題が「生活の質」と「社会正義」の観点から至急解決すべき問題である、すなわち、非正規労働が雇用不安と低賃金の問題のみならず、差別・ジェンダー不平等・人権・所得不平等といった深刻な社会問題をも引き起こす原因となる、という問題意識を共有していたことに求められる。

「非正規共同対策委員会」（2000年）と「非正規法共同対策委員会」（2004年）の参加団体の間において、政策アリーナの内外において役割分担が行われた。「非正規共同対策委員会」（2000年）の場合、政策アリーナの内側、すなわち労使政委員会には韓国労総と全国女性労働組合が参加し、「非正規共同対策委員会」（2000年）で共有した基本的な運動方針や立場に基づいて労働者側の主張を提示する一方で、政策アリーナの外側で非正規雇用の問題についての討論会やワークショップ、聴聞会に参加し、非正規労働問題についての見解を訴えるとともに、2002年の大統領選挙に向け選挙イシュー化をした。「非正規法共同対策委員会」（2004年）の場合においても、政策アリーナの内側では、民主労総と韓国労総が国会の審議段階で設置された「労使政代表者会議」に参加し、その外側では人権委に働きかける一方、政府案に反対する世論を喚起させる活動を行った。非正規雇用の問題をめぐる政策過程において、社会的連携の影響が大きかったと言える。

第6章は、最低賃金の引き上げや制度改善のために労働組合と社会運動団体とで形成された社会的連携である「最低賃金連帯」の参加団体の特徴、共通の関心、連携の構造、参加団体の役割、連携活動の様式及びスケールについて分析する。「最低賃金連帯」には、労働組合のナショナルセンターだけではなく、民衆運動グループ、女性運動グループ、青年労働団体、市民運動団体など多様な運動分野の団体が参加し、

これらの参加団体は、最低賃金というイシューは労働者階級をめぐるとはならず、社会における正義・公正の観点から取り組むべきという共通の認識を持っている。民主労総と韓国労総は「最低賃金連帯」の幹事役を担いながら、政策アリーナの「最低賃金委員会」に参加するインサイダーとして政策アリーナの内部と外部をつなぐ役割を果たす。「最低賃金委員会」に参加しないアウトサイダーであるが、当事者組織である全国女性労働組合と青年労働団体は最低賃金問題を提起し、社会的関心を高めた。同様にアウトサイダーである市民運動団体は、支援組織として、「最低賃金連帯」の取り組みに「公共性」や「正当性」を付与する。

終章では、本書で明らかになった点をまとめたい。今後の研究課題を提示する。

以上が本書の概要である。評者が考える本書の意義は以下の3点である。

第1に、従来の女性労働運動や新しい労働運動組織に関する研究は、韓国女性労働者会と全国女性労働組合のいずれかの組織に焦点を合わせた研究であるのに対し、本書は韓国女性労働者会と全国女性労働組合との相互補完的な協力関係、あるいは役割分担関係に着目した分析を行うことにより、女性労働運動を労働現場に局限した運動としてではなく、市民社会・生活空間・職場といった多様な領域における活動、多面的な運動として捉える視角を提供したと言える。こうした視角は、例えばアメリカにおけるワーカーセンターと労働組合のコラボレーション分析や、韓国における労働組合と（労働組合によって設立された）民衆の家との関係分析などに援用されうる視角であると考えられる。

第2に、従来の、労働問題をめぐって形成される労働組合と市民社会組織との社会的連携についての分析は労働組合へのインタビューを中

心に、労働組合の視点から行われるのに対し、本書は社会的連携に参加した多様な社会運動団体に注目し、労働組合以外に社会運動団体への広範なインタビューに基づき、諸団体の共通の関心・運動分野・政治的志向・参加度合い（活動参加率、分担金納入率、役割）と連携の構造を分析する。こうした分析により、本書は「周辺部」労働者の利害の代弁に労働組合以外に多様なアクターが関与したこと、また多様な政治的志向性を持って形成された社会的連携であること、さらに政治的志向の異なる諸団体であっても「周辺部」労働者問題を「社会的公正」、「人間らしい生活をする権利」、「社会権」という視点から捉えることにより社会的連携を形成しうることを浮き彫りにする。

第3に、本書は、社会的連携の政策決定過程への関わりを分析する際、政策アリーナの内部と外部に分けて社会的連携の参加団体の役割や活動を分析するという独自の分析手法を取っている。こうした分析手法により、政策アリーナの外部に位置付けられ政策過程に参加できない諸運動団体の政策決定過程における役割や関わり方が明確に分析され、これらの運動団体の政策決定への影響力を把握することができたと言える。

以上の評価を踏まえ、本書で使われる概念や分析内容について評者が疑問に感じた点などについて以下に述べる。

第1、独自組織の定義と概念図に対する疑問である。著者は、「本書で対象とする組織が、既存の労働組合との関係において他の新しい労働運動組織と異なるため、『独自組織』という名称を与える」（5頁）と述べ、独自組織の定義を、「職場と生活空間及び市民社会領域にまたがる組織として広げて理解し」（24-25頁）、「独自組織」の概念図（図1-1：28頁）は、「本書の対象である『独自組織』の取り組みの多様性を把

握するため、組織形態と活動空間を基準に『独自組織』の活動を表わしたものである」（27頁）と述べている。そして、「独自組織」の概念図に基づいて、新しい労働運動組織を4つの性格、労働運動、市民運動、自助組織、NPOに区分するが、「独自組織」は4つの性格をすべて包括するものとして描かれている。

しかし、この概念図が描く、4つの性格をすべて包括する新しい労働運動組織が現実においてありうるか、という疑問をぬぐえない。この概念図に示される「独自組織」は、韓国女性労働者会というNGOと全国女性労働組合という労働組合をセットで捉えない限り、理解しにくい。第4章で、著者は2つの女性の「独自組織」を独立した組織として分析したうえで、2つの組織の役割分担関係や協力関係について分析しているが、こうした分析と、「独自組織」が4つの性格を含んだ1つの組織のように描かれる概念図とに不一致があると言える。ちなみに、概念図の新しい労働運動組織のうちNPOは、著者が韓国女性労働者会をNGOと呼ぶ時のNGOと違う意味合いのものなのか、同じ意味合いのものなのか、知りたい。

さらに、概念図に基づく新しい労働運動組織を4つの性格に区分することが、現実の新しい労働運動組織を理解することにどのくらい役立つか、疑問である。例えば、評者もインタビューしたことのある、非労働組合の形態をとるアメリカのワーカーセンターは活動領域をみても一様に性格付けにくいほど非常に多様で、アドボカシー活動や組織化のためのリーダーシップ育成、サービス提供活動をすべてやっているワーカーセンターもあれば、組織化のための活動のみに、あるいはサービス提供活動のみをやっているワーカーセンターもあるからである。

第2、「非正規共同対策委員会」（2000年）と

「非正規法共同対策委員会」（2004年）の政策過程への影響についての検討において、非正規雇用に関連するマスメディアの報道件数あるいはメディアにおける「非正規」の記事件数から影響があったと結論付けているが、それだけでは影響を及ぼしたと判断する根拠が弱いと言わざるを得ない。

第3, 「非正規法共同対策委員会」（2004年）の参加団体間の分裂による解散は社会的連携の失敗であると言えるが、むしろ著者は、「非正規法共同対策委員会」（2004年）の解散後市民運動と女性運動が与党案を支持したことにより「非正規職保護法」が成立したと述べる。著者は、社会的連携がうまくいかなかったことを評価する立場にいるか、聞きたい。

第4, 「非正規法共同対策委員会」（2004年）は「非正規共同対策委員会」（2000年）に比べ民衆運動団体に主導されていたと述べられているが、なぜそのようになったのか、どういう背景があったのかについてもっと説明が欲しい。

第5, 「労働市場の内部と外部(中略)二極化を導く要因」（65頁）と述べられているが、二極

化を示すなら、内部労働市場と外部労働市場という記述がより適切である。

最後に、本書を読みながら、非常に気になったのは、誤字が目立つことである。重要な記述における誤りが校正されず、刊行されたことには首をかしげる。

評者は2000年代半ばに韓国で非正規労働者を組織化する新しい労働運動組織に注目し全国女性労働組合にインタビューしたことがあることや、労働組合と市民社会組織との連合について議論した拙著があることから、本書でどう分析されているか大変興味を持って読んだ。本書は、上述したいくつかの疑問はあるにせよ、女性労働運動を含む労働運動研究について、今後参照されるべき諸論点を有する書であることは間違いない。

（金美珍著『韓国「周辺部」労働者の利害代表——女性の「独自組織」と社会的連携を中心に』晃洋書房、2018年2月、vi + 273頁、定価5,400円 + 税）

（い・みんじん 立教大学社会学部教授）